## 四半期レビュー基準の 期中レビュー基準への改訂等

金融庁企画市場局企業開示課開示業務室長 金融庁企画市場局企業開示課課長補佐 金融庁企画市場局企業開示課専門官 金融庁企画市場局企業開示課係長 金融庁企画市場局企業開示課係長 齊藤貴文 小作恵右 伊藤洋平 尾崎祐二 齋藤 瑟

## はじめに

令和5 (2023) 年11月20日、「金融商品取引 法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第 79号。以下「改正法」という。) が成立した。

これにより、令和6 (2024) 年4月1日より、 金融商品取引法上の四半期報告書制度が廃止され、四半期開示制度は証券取引所規則に基づく 四半期決算短信に「一本化」されるとともに、 第2四半期については、四半期報告書に代えて 半期報告書の提出が求められることとなる。

改正法の施行に伴い、令和6 (2024) 年3月 27日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等 の一部を改正する内閣府令」(令和6年内閣府 令第29号。以下「整備府令」という。)等が公 布されたほか、企業会計審議会は「四半期レ ビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る 意見書及び監査に関する品質管理基準の改訂に 係る意見書」(以下「意見書」という。)の公表 を行い、四半期レビュー基準を期中レビュー基準に改訂するとともに、監査に関する品質管理 基準の改訂(以下「改訂品質管理基準」という。) を行った。

本稿は、これらの改訂等の経緯及び内容について解説を行うものであるが、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解である。

なお、以下では、改正前の金融商品取引法を 「旧法」、改正後の金融商品取引法を「新法」、 整備府令による改正後の企業内容等の開示に関 する内閣府令を「新開示府令」、改正後の財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 を「新財務諸表等規則」、改正後の連結財務諸 表の用語、様式及び作成方法に関する規則を 「新連結財務諸表規則」、改正後の財務諸表等の 監査証明に関する内閣府令を「新監査証明府 令」という。

## **一 監査人によるレビューの基準**

1 背景・経緯

金融商品取引法に基づく四半期報告書制度に ついては、金融審議会「ディスクロージャー